

京 D.O. 定款

令和 7 年 4 月 14 日決議

第一章 総則

第一条（名称）

本団体は 京都 DARTS ORGANIZATION（京都・ダーツ・オーガニゼーション）とする。略して、京 D.O. 若くは 京 DO とする。

和文名称が必要な場合は、京都ダーツ機構とする。

第二条（所在地）

本団体は、本部及び事務局を下記におく。

〒600-8078 京都府京都市下京区杉屋町 283 松原クラタビル 5F

株式会社 A l i v e 内

TEL : 075-352-3939 FAX : 075-352-3940

評議会は協議の上、別に定めるところに事務局を設けることができる。

第三条（設立年月日）

本団体の設立年月日は 2003 年 4 月 1 日とする。

第二章 目的 及び 事業

第四条（目的）

本団体は、ダーツの普及及び発展を図ると共に、ダーツによる交流を行い、文化の向上に寄与することを目的とする。

第五条（事業）

本団体は、前例の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、 京都各所にてリーグなどの競技会の開催。
- 2、 国際的に通用する共通の競技ルールの確認。
- 3、 団体運営、競技会運営に関する問題の研究。
- 4、 ダーツに関する広報及び講習会等の開催と援助。
- 5、 ダーツ競技会の開催と公認。
- 6、 新設希望団体に対する経験知識及び援助の提供。
- 7、 ダーツを通しての全国の交流：代表派遣。
- 8、 ダーツに関する出版物の発行及び資料の収集と管理。
- 9、 その他、本団体の目的達成に必要なすべての事業を行う。

第三章 会 員

第六条（会員）

本団体の主旨と目的に賛同して入会し、競技会を開催する。

第七条（入会）

本団体の会員になろうとする者は、入会申込書等を京 D.O. に提出し、承認を受けなければならない

第八条（会費）

本団体は、会員から年会費（3,000 円/年）を徴収し、本団体の運営費用に補填する。

第九条（期間）

期間は 4 月から、翌年の 3 月までとする。

第十条（退会）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- 1、退会したとき
- 2、会員である団体が、解散もしくは活動を停止したとき
- 3、除名されたとき

第十一条（更新）

会員の更新は4月に年会費を収め更新とし、会費の支払いがないものは自動退会とする。

第十二条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、評議会の議決を経て、議長がこれを除名することができる。

- 1、本団体の名誉を傷つけ、又は本団体の目的に違反する行為があったとき。
- 2、本団体の会員として義務に違反したとき。

第十三条（評議会）

役員総会とは別に本団体の評議会は、一年度に3回行うものとする。

第四章 役員・任期・評議会補足

第十四条（役員、職員）

役員は、互選により、会長、副会長、評議員長及び監査を定める。

議長は、評議会の承認を経て、事務局長、会計及び、必要に応じ、若干名の職員を任命する。

役員は役員総会を行い、会長、副会長、評議員長及び監査を任命する。

議長は、評議会の承認を経て、事務局長、会計及び、必要に応じ、若干名の職員を任命する。

第十五条（任期）

役員の任期は二年とし、原則として、再任を妨げない。

第十六条（議長・の罷免）

評議会は、評議員の定数の3分の2以上の評決を以て、議長を罷免することができる。

第十七条（役員・職員の報酬）

役員および職員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員および職員は評議会の議決を経て有給とすることができる。

第十八条（評議員）

リーグ戦を行う際の、各チーム代表者が、評議員を兼任する。

第十九条（評議会の召集等）

評議会は、年3回行い役員が召集する。ただし、役員が必要と認めたとき、日数の制限をしないが、充分な対応にて早々に臨時評議会の召集し開かなければならない。

第二十条 (評議会の定不足等)

- (1)評議會は、現在登録済み評議員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面を以て、あらかじめ意志を表明したものは出席したものとする。
- (2)評議会の議事は、この定款に別段の定めがある場合をのぞき、出席評議員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第五章 運 営

第二十一条 (競技会の公認)

京 D.O.は各チームに対し、一年度内に3回までのリーグ、1回以上の競技会を公認することができる。

第七章 定款の変更 及び 解散

第二十二条 この定款は、評議会において現在登録済み評議員数の4分の3以上の議決を受けなければ変更することができない。

第二十三条 この団体の解散については、評議会において現在登録済みの評議員数の4分の3以上の議決を受けなければ解散することができない。

第八章 補 足

第二十四条 (諸問題解決)

リーグや競技会で起きる様々な諸問題にも、京 D.O.役員は上部組織の役員として、干渉・指導ができる立場をとることができる。
諸問題は、評議会の決定に従い問題解決をする。

第九章 人員構成

【役 員】

会 長	： 中 村 徹	京都市左京区大原大長瀬町 172 番地
副会長	： 村 上 明 久	京都市中京区東側町 518 番地
副会長	： 小 島 潤 一 朗	滋賀県大津市国分 1-13-41
評議員長	： 新 居 田 竜 也	京都市上京区西五辻東町 79-2-402
副評議員	： 中 村 徹 (兼任)	京都市左京区大原大長瀬町 172 番地

【職 員】

事務局長	： 増 田 紘 平	京都市左京区静市市原町 311
------	-----------	-----------------

他、会員 (別途名簿参照)

【決議付則記載】

以上、令和7年4月14日の評議会における決議決定とし、これを京 D.O.の新定款と定める。
よって、それ以前の定款は全て破棄する。